

高知県労働組合連合会規約

前文

この規約は、全国労働組合総連合の構成組織である高知県労働組合連合会が、高知の労働組合運動の積極的戦闘的伝統を継承し、職場を基礎に、産業別、地域別、全国統一闘争を発展させ、労働者と県民の利益を守るために、「資本からの独立」「政党からの独立」「一致する要求での行動の統一」の三原則による組織の運営をおこなうとともに、組合員の政党支持・政治活動の自由を保障し、「組合員が主人公」という組合民主主義を徹底して、組織の団結と民主的運営を期するための基準を示すものである。

第1章 総則

第1条 (名称と所在地)

- 1.この組織は、高知県労働組合連合会といい、略称高知県労連、英語名を Federation of Kochi Prefecture Worker's Unions(FKWU)という。
- 2.高知県労連の事務所は、高知市丸ノ内2-1-10 高知城ホール3Fにおく。

第2条 (目的と事業)

高知県労連は、労働者の経済的・社会的・政治的な地位の向上のために、高知県労連の綱領・規約・運動方針などに即した事業をおこなう。

第2章 構成と組織

第3条 (構成と加盟単位)

- 1.高知県労連の規約に賛同した労働組合は、加盟することができる。
- 2.高知県労連は、加盟労働組合と地域組織によって構成する。

第4条 (地域組織)

- 1.地域組織は、高知県労連に加盟する労働組合の単組・支部・分会及び、その他の加盟組織によって構成する。
- 2.地域組織は、高知県労連の目的を地域から発展させるために活動する。
- 3.地域組織は、独自の規約をもち、財政及び、組合費を含めて自主的に決定することとし、組織運営の基準等は別に定める。

第5条 (補助組織)

1. 高知県労連に、青年部、女性部をおく。
2. 高知県労連は、大会、中央委員会の決議を経て部会、地区協議会、専門委員会等を設置することができる。

第3章 加盟・脱退と権利・義務

第6条 (加盟の申請等)

高知県労連に新たに加盟をしようとする組織は、書面で執行委員長に申し込み、大会または、中央委員会の承認を得なければならない。

第7条 (加盟組織の自主性と権利・義務)

1. 加盟組織の地位と権利は、総て規約の下に平等であり、その自主性は最大限尊重される。
2. 加盟組織の組合員は、いかなる場合においても人種・宗教・思想・信条・性別によって差別されない。
3. 加盟組織は、規約を守り、高知県労連の機関決定に基づく運動の発展に可能な限り協力しなければならない。
4. 加盟組織は、別に定める高知県労連の組合費を納入しなければならない。
5. 高知県労連のおこなう活動にたいして妨害し、あるいは組合費などの納入の義務を果たさない加盟組合について、別に定める統制基準にもとづいて必要な措置を大会の議を経てとることができる。

第8条 (オブザーバー組合)

高知県労連は機関の決定で、オブザーバー加盟の組合を認めることができる。オブザーバー加盟組合のとり扱いは別に定める。

第9条 (脱退の手続き)

高知県労連から脱退しようとする組織は、高知県労連に対する債務を完済したうえで脱退の旨を書面で執行委員長に届け出て、大会または、中央委員会の承認を得なければならない。

第4章 機 関

第10条 (機関の種類)

高知県労連に次の機関を置く。

- (1)大会
- (2)中央委員会
- (3)執行委員会

第 11 条 (大会)

- 1.大会は最高の決議機関で、定期大会は毎年原則として年に 1 回開く。
- 2.臨時大会は、中央委員会または加盟組織の 3 分の 1 以上の要求があったとき、及び執行委員会が必要と認めたとき開催する。
- 3、大会は、執行委員会の議を経て執行委員長が招集する。

第 12 条 (大会の構成)

- 1.大会は、代議員と役員をもって構成する。代議員総数の 3 分の 2 以上で成立する。
- 2.代議員は加盟組織の組合員の直接無記名投票で選出する。
- 3.加盟労働組合、地域組織からの代議員の選出基準は別に定める。
- 4.加盟組合は、大会開催月の 3 カ月前までの組合費を納入していなければ代議員権を得ることができない。

第 13 条 (大会の機能)

大会は次の事を決める。

- (1)年間の運動方針
- (2)予算・決算
- (3)綱領・規約の制定と変更
- (4)役員の選出
- (5)上部団体への加盟・脱退に関する事
- (6)ストライキの提起
- (7)高知県労連の解散に関する事
- (8)加盟、脱退の承認に関する事
- (9)加盟組合の統制に関する事
- (10)その他必要な事

第 14 条 (中央委員会)

- 1.中央委員会は、大会に次ぐ決議機関で、原則として年に一回開く。
- 2.臨時中央委員会は、加盟組織の 3 分の 1 以上の要求があったとき及び執行委員会
が要求したときに開く。
- 3.中央委員会は、執行委員会の議を経て執行委員長が招集する。

第 15 条 (中央委員会の構成)

- 1.中央委員会は中央委員と役員で構成し、中央委員総数の3分の2以上で成立する。
- 2.中央委員は加盟組織の組合員の直接無記名投票で選出する。
- 3.加盟労働組合、地域組織からの中央委員の選出基準は別に定める。
- 4.加盟組合は、中央委員会開催月の3カ月前までの組合費を納入していなければ中央委員権を得ることができない。

第 16 条 (中央委員会の機能)

中央委員会は次ぎのことを決める。

- (1)大会が委任されたこと
- (2)当面の運動方針
- (3)追加・暫定予算
- (4)規定・細則の制定と変更
- (5)規約の解釈
- (6)加盟、脱退の承認に関すること
- (7)その他必要なこと

第 17 条 (執行委員会)

- 1.執行委員会は役員(会計監査は除く)で構成し、決議機関の決定を執行する執行機関である。
- 2.執行委員会は執行委員長が招集する。執行委員会は執行委員の2分の1以上で成立する。
- 3.執行委員会の議長は執行委員長があたる。
- 4.執行委員会のもとに専門部をおくことができる。

第 18 条 (執行委員会の機能)

執行委員会は次のことをおこなう。

- (1)決議機関で決定した事項
- (2)決議機関に提案する議案の決定
- (3)会言十業務に関すること
- (4)第七条の補助組織の招集
- (5)緊急事項の処理に関すること

第 19 条 (議事の決定)

- 1.議事は大会にあっては出席代議員、中央委員会にあっては出席中央委員、執行委員会にあっては出席執行委員の過半数の賛成で決め、可否同数の場合は議長、執行委員会は執行委員長が決める。但し、第 13 条 3 号、同 5 号は直接無言己名投票により代議員総数の過半数、

同 6 号は代議員総数の 3 分の 2 以上の賛成で決める。

2.大会の運営は、別に定める大会運営規則により行う。中央委員会、および執行委員会の運営にも準用する。

第 5 章 役員

第 20 条 (役員の数と任期)

高知県労連は次ぎの役員を置き、任期を 1 年とし、再任をさまたげない。役員には婦人を 1 名以上含めるものとする。

- (1)執行委員長 1 名
- (2)副執行委員長 若干名
- (3)書記長 1 名
- (4)書記次長 若干名
- (5)執行委員 若干名
- (6)会計監査 3 名

第 21 条 (役員の職務)

- 1.執行委員長は高知県労連を代表する。
- 2.副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長事故あるときに代行をする。
- 3.書記長は書記局を統括し、事務を処理する。
- 4.書記次長は書記長を補佐し、事務を処理する。
- 5.執行委員は業務を執行する。

第 22 条 (役員を選出)

- 1.役員は、大会で出席代議員の直接無記名投票で選出する。
- 2.役員に欠員が生じたときは、大会または中央委員会で補充する。
- 3.役員選挙規定は別に定める。

第 23 条 (書記局)

- 1.高知県労連の業務を処理するため、書記局を置く。
- 2.書記局は、専従役員および書記次長、書記局員をもって構成する。
- 3.書記局員の雇用は執行委員会の決定を経て執行委員長がおこない、決議機関に報告する。
- 4.書記局の運営は、書記局運営規則による。
- 5.専従役員および書記局員の賃金・労働条件等は、別に定める規程による。

第 24 条 (顧問)

- 1.高知県労連は顧問を置くことが出来る。顧問の任免は執行委員会の議を経て、執行委員長がおこない、決議機関の承認を得る。
- 2.顧問は執行委員会等の諮問に応じ、意見を述べる。

第 6 章 会 計

第 25 条 (会計)

- 1.高知県労連の経費は、組合費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
- 2.高知県労連の会計年度は、7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。
- 3.組合費は、決議機関で別に定める額を、加盟組織が、原則として毎月末までに納入しなければならない。

第 26 条 (会計の責任)

- 1.高知県労連の会計帳簿、現金、その他の財産の保管の責任は、書記次長が負う。
- 2.財産の管理、経費の収支に関する事項は、決議機関に、その都度報告しなければならない。

第 27 条 (会計監査)

- 1.会計監査は、高知県労連の会計について、年2回の定期監査及び年度末監査をおこない、その結果を執行委員会、大会、及び中央委員会に報告しなければならない。
- 2.職業的資格をもつ会計監査人によっても、年度末監査をおこなう。

第 28 条 (会計の公開)

- 1.高知県労連のすべての財産、用途及び現在の経理状況を示す会計帳簿は、毎年1回以上、組合員に公開しなければならない。
- 2.会費簿は決議機関及び加盟組織の決議による要求によって、随時これを公開しなければならない。

附則

第 29 条 (規約規定)

この規約に規定するもののほか、運営に必要な規定は、中央委員会の議を経て決める。

第 30 条 (施行日)

この規約は 1989 年 10 月 22 日から施行する。

第 31 条 (施行日)

この規約は 1990 年 12 月 2 日に一部改正し、同日より施行する。

第 32 条 (施行日)

この規約は 2005 年 10 月 16 日に一部改正し、同日より施行する。

第 33 条(施行日)

この規約は 2008 年 9 月 7 日に一部改正し、同日より施行する。